

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
1	観光政策課	平成27年度地域限定通訳案内士試験事務等業務委託契約書	平成27年5月1日	平成27年5月1日 から 平成28年3月31日 まで	6,165,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業の実施にあたっては、単に一般競争入札により低コストで実施するものではなく、公共性・中立性が確保された上で「地域限定通訳案内士試験ガイドライン」に基づき適正かつ確実に試験を実施できる体制が整っていること。</p> <p>・試験問題を作成するため、統一的な観光情報を管理する機能及び観光関連事業者等全般的にネットワークを有していること。</p> <p>・観光関連事業者をはじめ広く県民等へ当該資格・試験を周知する必要があること。</p> <p>・サービス向上を支援するため、双方のマッチング会を実施するが、マッチング対象者については同業者でなく、公共性・中立性が確保された機関が選定する必要があること。</p> <p>等の要件が必要であることから、本事業は一般競争入札に適さず、上記の条件に合致している機関に随意契約することが適当である。</p>	<p>名称 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー</p> <p>住所 那覇市宇小禄1831番地1</p>	<p>・一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県と連携しながら沖縄観光の推進母体として観光客の誘客及び受入等の委託事業を受託している。</p> <p>・当該試験の指定図書である「うちなー観光教本」を制作し、本県観光関連事業者等にネットワークを有している。</p> <p>・インターネット上での観光案内サイト「おきなわ物語」の運営を始め、各種広報媒体を有し、広く県民等へ情報発信ができる。</p> <p>・全般的に観光関連業者とネットワークを持ち、県内外から公的な機関として認識され、公共性・中立性のある機関である。</p> <p>以上により本事業内容を効果的かつ効率的に実施できる機関である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローと随意契約を行う。</p>	再委託 有・無
2	観光政策課	沖縄特例通訳案内士育成研修事業委託業務契約	平成27年6月24日	平成27年6月24日 から 平成28年2月29日 まで	48,963,333	第167条の2第1項 第2号	—	<p>名称 沖縄特例通訳案内士育成研修事業共同企業体代表者 株式会社 チャイナゲートウェイ 構成員 学校法人NBC学園 構成員 株式会社海邦総研</p> <p>住所 豊見城市根差部251番地</p>	<p>契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。</p>	再委託 有・無
3	観光政策課	平成27年度外国人観光客実態調査事業委託契約	平成27年5月29日	平成27年5月29日 から 平成28年3月28日 まで	13,612,000	第167条の2第1項 第2号	—	<p>名称 沖縄県の発注に係る平成27年度外国人観光客実態調査事業受託コンソーシアム (NECソフト沖縄株式会社(代表構成員)、株式会社リーマプロ、株式会社リベルタス・コンサルティング)</p> <p>住所 沖縄県那覇市久茂地2丁目2番2号</p>	<p>契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。</p>	再委託 有・無
4	観光政策課	平成27年度沖縄県観光産業実態調査事業委託契約	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	10,779,000	第167条の2第1項 第2号	<p>・本調査は県全域を対象とし、特定の事業者への定点調査を継続して行う設計となっていることから、観光関連業界との繋がりを活用して継続的な協力関係を得る必要がある。</p> <p>・調査項目には、売上額や平均月額給与など、事業者にとって機密性の高い情報が含まれており、契約相手には高度な信用性が求められる。</p> <p>・調査結果から把握される現状と課題を観光関連会議等での共有や課題解決に繋がる各種施策への反映を図ることで、民間事業者への支援を行い、観光産業に広く還元することが必要な業務である。</p>	<p>名称 一般財団法人 沖縄観光コンベンションビューロー</p> <p>住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1</p>	<p>・沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき、観光振興により県経済の発展等を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性質を有するとともに、観光振興に資する各種施策を実施していることから、随意契約を行うものである。</p>	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
5	観光政策課	平成27年度観光統計実態調査委託契約	平成27年5月22日	平成27年5月22日 から 平成28年3月28日 まで	22,206,593	第167条の2第1項 第2号	—	名称 公益財団法人日本交通公社 住所 東京都千代田区大手町2-6-1	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
6	観光政策課	沖縄観光推進ロードマップ実施事業委託契約	平成27年5月22日	平成27年5月22日 から 平成28年3月31日 まで	7,171,200	第167条の2第1項 第2号	—	名称 株式会社オリエンタルコンサルタンツ沖縄支店 住所 沖縄県那覇市久茂地2丁目12番21号	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
7	観光振興課	平成27年度観光地形成促進地域制度活用推進業務	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月18日 まで	3,920,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 一般財団法人南西地域産業活性化センター 住所 那覇市久茂地3-15-9 アルテビルディング那覇2階	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
8	観光振興課	観光人材育成プラットフォーム構築事業(平成27年度)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	104,068,000	第167条の2第1項 第2号	本事業は沖縄21世紀ビジョンに掲げている世界水準の観光リゾート地の形成の実現に向けて、国内外の観光客が満足する質の高いサービスを提供できる人材の育成・確保を目的としており、事業を遂行するにあたり、県全体の観光関連団体及び観光関連事業者を統率する役割及び全県のネットワークを有していることや公的性質を有する機関へ委託する必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 那覇市小祿1831-1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。 また、沖縄県内の観光業界の意向を集約、リードするとともに、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致、受入、各種コンベンションの推進等を目的に設立された法人で全県的なネットワークを有しており、本事業の契約相手方として該当する唯一の組織である。	再委託 有・無
9	観光振興課	沖縄観光受入対策事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	37,797,265	第167条の2第1項 第2号	本事業は台風対策、観光客の安心・安全の確保や、観光客受入体制の意識高揚を図ることを目的としているため、契約の相手方には県全体の観光関連団体や観光関係業者を統率する役割及び公平・中立的な立場が求められる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小祿1831番地1	沖縄県内の観光業界の意向を集約、リードするとともに、沖縄観光の総合窓口、観光客の誘致、受入、各種コンベンションの推進等を目的に設立された法人で全県的なネットワークを有しており、本事業の契約相手方として該当する唯一の組織である。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (平成27年度1/四半期分)

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
10	観光振興課	観光危機管理推進事業	平成27年5月29日	平成27年5月29日 から 平成28年3月31日 まで	60,301,000	第167条の2第1項 第2号	当事業は、地域観光協会や航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携・調整が求められ、県内観光事業者全般にわたる人脈など全体的なネットワークを有することが必要であり、危機管理体制などの情報については、民間事業者の情報も適切に管理し、公平・中立的な立場が求められることから競争入札に適しない。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	沖縄県内の観光業界の意向を集約できる全体的なネットワークを持つとともに、民間事業者等の危機管理情報等を適切に扱うことが必要であり、公平・中立的立場で業務を執行できる契約相手方としての条件を満たす唯一の委託先であるため。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
11	観光振興課	平成27年度クルーズ船プロモーション事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	105,884,000	第167条の2第1項 第2号	本事業は、クルーズ船社、旅行会社、船舶代理店、各港の受入団体等と連携を図りながら官民一体となって国内・海外からのクルーズ船の誘致活動および受入の取組を行う。その為、県全体の観光関連団体及び観光関係業者等を統率する役割及び全体的ネットワークを有することが必要である。また、本事業では、船社、旅行社等に対する助成事業も行っている。審査過程においては企業の内部情報を知りうる状況もあり、常に公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
12	観光振興課	沖縄観光国内需要安定化事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	625,014,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、沖縄関係県外イベントタイアップ等を行うにあたり、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。また、業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
13	観光振興課	沖縄観光誘致対策事業業務	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	139,727,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、国内外での沖縄関係プロモーション等を行うにあたり、航空会社、旅行会社、観光施設、その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈などのネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。また、業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
14	観光振興課	平成27年度離島観光活性化促進事業(OCVB)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	219,753,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定、民間の観光事業者が実施する事業への助成金支援等を行うため、事業者選定にあたり、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要がある。 また、航空会社、旅行会社、観光施設、ホテル、その他の観光事業者と様々な連携を行う。そのため、観光事業者が実施する事業に県の観光施策を反映させるためのアドバイスやコーディネートを行うとともに、県内観光事業者全般にわたる人脈等のネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格かつ当事業の市場形成において必要な観光事業者の情報及びネットワークを有していること、沖縄県の観光推進母体として長年各種観光施策の実施に取り組んできたことから、委託業務を担う県内で唯一の団体である。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
15	観光振興課	平成27年度離島観光活性化促進事業(久米島)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	15,000,000	第167条の2第1項 第2号	離島独自のプロモーションの展開や全県的な誘客展開との運動性を高めた季節ごとのきめ細やかなプロモーションを実施するにあたり、地域全体のニーズを民間事業者等からくみ取り、観光関係業界・団体と連携を図り官民一体となった誘客・受入の取組をしていくものであるため、公平・中立な立場で民間の観光事業者と接する必要があることから、一般的な民間企業への委託は困難である。	名称 一般社団法人久米島町観光協会 住所 沖縄県島尻郡久米島町字仲泊962-2	久米島の観光資源の保護、開発及び利用の促進を目的として設立された法人であり、当該事業の実施には、県及び久米島町の観光施策並びに県及び久米島町の観光に関する情報が必要となり、当該協会は十分に把握している。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
16	観光振興課	平成27年度沖縄リゾートウエディング誘致強化事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	77,948,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、観光業界・団体と連携を図りながら官民一体となって、国内・海外に対するリゾート挙式を切り口とした誘客活動及び受入の取組を行うことにより、沖縄リゾートウエディングのブランドの確立を目指すものである。県内のプライダル産業全体を牽引していく必要があるため、公平・中立な立場での事業執行が求められるとともに観光事業者全般にわたる人脈・情報等のネットワーク及び情報共有体制が整備されている必要がある。プロモーションにおいては、県の観光施策を総合的に判断しながら、沖縄全体のイメージを公益的な視点から醸成・発信するものであることから、県内外の観光情報と各種キャンペーンとを連携させながら、一体的な取組を行う必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組む等、観光に関する必要な観光事業者の情報及びネットワークを有している。また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の法人である。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (平成27年度1/四半期分)

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
17	観光振興課	平成27年度フィルム ツーリズム推進事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	105,627,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は県の観光施策を総合的に把握する中で、各事業にあわせた映像コンテンツの活用を図る必要がある。その達成のためには、TV局や映像配信等映像発信環境を熟知し国内外の映画祭や各種キャンペーンと連携した一体的な取組みを行なう必要があり、OCVBIはこれらを十分に把握し、情報・ノウハウが蓄積されているため事業効果を最大限に発揮できる。 撮影支援にあたっては地域の合意形成を必要とする場合があるため、地域の自治体との連携が不可欠であること、特定の事業者の利害を考慮する活動であってはならないことから公平・中立的な立場で業務を執行することが求められる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	契約の相手方であるOCVBIは、長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有しており、当事業の市場形成において必要な観光事業者の情報及びネットワークを有していること。当該財団内にはロケ誘致支援に特化した沖縄フィルムオフィス(以下「沖縄FO」という。)を設置しており、県内全域を対象にした県内で唯一の組織であり、これまでの支援実績からロケ地情報を豊富に有し十分な支援体制にあること。また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有していることから公平・中立的な立場での業務が可能であることから当該事業を委託するものである。	再委託 (有) 無
18	観光振興課	平成27年度沖縄感動体験プログラム実証業務	平成27年5月29日	平成27年5月29日 から 平成27年3月18日 まで	85,318,475	第167条の2第1項 第2号	—	名称 沖縄感動体験プログラム実証事業委託業務コンソーシアム 代表企業 株式会社OTSサービス経営研究所 構成企業 株式会社 近代美術 住所 沖縄県那覇市松尾1-2-3	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 (有) 無
19	観光振興課	外国人観光客受入体制強化事業(平成27年度)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成27年5月31日 まで	4,139,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は大きく分けて、①外国人観光客に対して県全般の観光情報を提供する業務(多言語コールセンターの運営、パンフレット・ガイド等の制作、マッチングサイトの構築等)、②県内観光関連事業者に対する受入環境の整備を支援する業務(翻訳助成、Wi-Fi設置助成、免税書類作成システム導入助成、ムスリム受入整備助成、個別コンサルティング等)、③全県的な取組が必要なプロモーション関連業務(県民向け受入啓発プロモーション関連)に分類されるが、これらの業務は、常に公平・中立的な立場での業務の遂行が求められる他、行政の観光施策や県内外の観光に関する情報に精通し、観光関連団体や事業者と綿密な連絡調整が図れる体制を有し、かつ、取りまとめる役割が必要不可欠となる。 また、インバウンドの受入環境の整備は、県の海外誘客事業と綿密な連携を図りながら推進していく必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立的な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有している。	再委託 (有) 無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
20	観光振興課	外国人観光客受入 体制強化事業(平成 27年度)	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月31日 まで	156,996,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本業務は大きく分けて、①外国人観光客に対して県全般の観光情報を提供する業務(多言語コールセンターの運営、パンフレット・ガイド等の制作、マッチングサイトの構築等)、②県内観光関連事業者に対する受入環境の整備を支援する業務(翻訳助成、Wi-Fi設置助成、免税書類作成システム導入助成、ムスリム受入整備助成、個別コンサルティング等)、③全県的な取組が必要なプロモーション関連業務(県民向け受入啓発プロモーション関連)に分類されるが、これらの業務は、常に公平・中立な立場での業務の遂行が求められる他、行政の観光施策や県内外の観光に関する情報に精通し、観光関連団体や事業者と綿密な連絡調整が図れる体制を有し、かつ、取りまとめる役割が必要不可欠となる。</p> <p>また、インバウンドの受入環境の整備は、県の海外誘客事業と綿密な連携を図りながら推進していく必要がある。</p>	<p>名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー</p> <p>住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1</p>	<p>契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有している。</p>	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
21	観光振興課	教育旅行推進強化 事業(平成27年度)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	174,121,000	第167条の2第1項 第2号	<p>本事業は、修学旅行を安定的に確保するため、継続的に沖縄への修学旅行を実施する学校の満足度を高め、更なる継続実施に繋げることを目的としていることから、現在沖縄への修学旅行を実施している学校への訪問実績及び信頼関係が重要となる。</p> <p>また、修学旅行は、県内外の関係事業者の競合関係等、利害関係が多岐に渡る複雑な旅行分野であることから、本事業は、旅行会社や県内事業者との信頼関係を基盤にして緊密な連携を図りつつ、中立的な立場で必要に応じ関係者との調整の上実施する必要がある。</p> <p>さらに、修学旅行は、旅行中の児童生徒の安心・安全の確保を非常に重視し、特に災害、事故、風評等の観光危機時は最も敏感に反応する旅行形態であり、観光危機管理と強い関連があることから、修学旅行に関する事業については、観光危機管理対策の経験とノウハウを蓄積し、県と密接に連携することが可能な機関が包括的に取り扱うことが望ましい。</p>	<p>名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー</p> <p>住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1</p>	<p>県の修学旅行誘致施策に精通するとともに、県内外の観光関係者に公的性格及び中立的な立場を有すると認識され、観光危機時の対応及び県内外の観光関係者との連絡調整を行う役割を事実上担っている機関は、現時点では一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)のみと考える。</p> <p>また、上記の修学旅行に関する対応や取組は、単独で完結することなく相互に連動し影響を及ぼすことから、修学旅行の総合的な対応窓口として事実上機能しているOCVBが一体的に行うことが必要である。</p> <p>以上のことから、本事業の実施に当たり、その事業内容を効果的かつ効率的に実施し、事業目的を達成することが可能な機関として、上記の役割及び機能を有するOCVBと随意契約を締結することが適当であると考えられる。</p>	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
22	観光振興課	世界水準の沖縄リゾートウエディング産業育成事業(追加事業)	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	57,487,000	第167条の2第1項 第2号	本事業は、平成26年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業において実施しており、緊急雇用創出事業等実施要領に基づき平成27年度末まで延長する。そのため平成26年度受託者に継続して委託を行う必要がある。	名称 沖縄リゾートウエディング産業育成コンソーシアム 代表企業（一社）沖縄リゾートウエディング協会 構成企業:(株)プライダルハウス チュチュ 沖縄ワタベウエディング(株) ワタベクリエイティブスタジオ(株) (株)ビック沖縄 (株)千代田プライダルハウス (株)レック小さな結婚式 (株)Be-fine (株)コートドオール 住所 沖縄県那覇市泉崎1-10-7	左記「随意契約の適用理由」とおり。平成26年度受託事業者に引き続き委託を行い、継続して事業を実施する。	再委託 有・無
23	観光振興課	平成27年度外国人観光客受入体制強化事業「多言語情報発信・受け入れサポート事業」	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	80,000,000	第167条の2第1項 第2号	本事業は、多言語コンタクトセンターを運営し、外国人観光客に対して県全般の観光情報を提供する業務である。この業務は常に公平・中立な立場での業務遂行が求められる他、行政の観光施策や県内外の観光に関する情報に精通し、観光関連団体や事業者と綿密な連携を図りながら推進していく必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有している。	再委託 有・無
24	観光振興課	平成27年度沖縄観光国際化ビッグバン事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	1,220,977,000	第167条の2第1項 第2号	海外での旅行博への出展・セミナー開催、現地でのプロモーションや航空会社、旅行社への支援等を実施する本事業を遂行するにあたり、県全体の観光関連団体及び観光関連事業者を統率する役割及び全県的なネットワークを有していることや情報保持の観点から公的な性質を有する機関へ委託する必要がある。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市小禄1831-1	長年、県の観光推進母体として各種観光施策の実施に取り組むなど、観光に関する知識・ノウハウを有している。また、多数の県内観光事業者等を賛助会員とし、さらに、定期的に観光事業者等と連絡会議を行うなど、観光業界に広いネットワークを有する唯一の団体である。 また、県の観光施策等に基づき観光客誘致促進等により県経済の発展を図ることを目的として設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有することから、本業務の委託先として該当する唯一の組織である。	再委託 有・無
25	観光振興課	平成27年度沖縄観光国際化ビッグバン事業海外事務所等観光誘致機能強化費	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	21,200,000	第167条の2第1項 第2号	本業務遂行に際しては、県の観光施策を反映させるため民間事業者に対するアドバイスやコーディネートが必要が生じてくるため、人的ネットワーク及び県内事業者等との情報共有体制が整備されている必要がある。また、本業務は、公益性の高い業務であり、常に公平・中立な立場で民間事業者と接する必要がある。契約の相手方である公益財団法人産業振興公社は、本事業の対象地域に海外事務所を設置していることから、契約条件を満たすのは現時点において産業振興公社のみである。	名称 公益財団法人沖縄県産業振興公社 住所 沖縄県那覇市小禄1831-1	以下の3点に合致する県内では唯一の存在であるため。 1 県の観光施策を反映させるため民間事業者に対するアドバイスやコーディネートが必要が生じてくるため、人的ネットワーク及び県内事業者等との情報共有体制が整備されている 2 業務内容が民間事業者への支援を含むため、公平・中立的立場で業務を執行することが求められる場合 3 本事業の対象地域に海外事務所を設置している	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位：円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
26	観光振興課	平成27年度沖縄観光国際化ビッグバン事業沖縄観光ブランド戦略推進事業委託	平成27年5月1日	平成27年5月1日 から 平成28年3月31日 まで	330,000,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 平成27年度沖縄旅行商品プロモーション事業共同事業体 代表法人 株式会社電通沖縄 構成企業 株式会社電通 住所 沖縄県那覇市久茂地3丁目21-1 國場ビル	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
27	観光振興課	平成27年度沖縄観光国際化ビッグバン事業沖縄旅行商品プロモーション事業委託	平成27年6月10日	平成27年6月10日 から 平成28年3月31日 まで	150,000,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 平成27年度沖縄旅行商品プロモーション事業共同企業体 代表法人 株式会社電通沖縄 構成企業 株式会社電通 住所 沖縄県那覇市久茂地3丁目21-1 國場ビル	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
28	観光振興課	平成27年度観光物産プロデュース人材育成事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成27年7月31日 まで	12,259,311	第167条の2第1項 第2号	本事業は、平成26年度に緊急雇用創出事業臨時特例基金活用事業において実施しており、事業継続性の観点から平成27年度末まで延長するものである。	名称 観光物産連携プロデュース人材育成事業共同企業体 代表法人株式会社バム地域産業研究所 構成企業 株式会社バム 住所 沖縄県那覇市久茂地2丁目3番10号 RBCメディアセンタービル5階	左記「随意契約の適用理由」とおり。事業継続性の観点から、平成26年度受託事業者に引き続き委託を行う。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
29	観光振興課	都市型交流拠点検討業務	平成27年6月15日	平成27年6月15日 から 平成27年12月31日 まで	3,639,600	第167条の2第1項 第2号	当該事業の委託先の選定にあたっては、当該業務は高度な知識を要することから、予算の範囲内でより効果的な事業を実施するため、公募によるプロポーザル方式を採用し、特定テーマを定めた上で技術提案書を求める必要があった。 また、当初契約のみで業務目的を履行することができないものであったことから、平成26年度において、あらかじめ継続する当該業務と一連の契約に係る見積書及び企画提案書等の書類を徴して評価したうえで、当該業務の目的に最も適した提案書と評価された者と随意契約するものである。	名称 株式会社 沖縄計画機構 住所 沖縄県那覇市泉崎1-7-17	左記「随意契約の適用理由」とおり。平成26年度受託事業者に引き続き委託を行う。	再委託 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位：円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
30	観光振興課	平成27年度 戦略的MICE誘致促進事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 平成28年3月31日	283,809,000	第167条の2第1項 第2号	本業務は、民間の観光事業者が提案する企画の選定(各種プロモーション、キーパーソン招聘、MICEプロジェクト等)、沖縄で開催されるMICE案件への各種助成金支援(シャトルバス運行支援、開催歓迎支援等)などを行うため、各社から助成金の申請があった場合、審査過程において、企業の内部情報を知りうる状況となることから、常に公平・中立な立場で業務を執行することが求められる。 また、商談会・見本市への出展や沖縄MICEセミナーの開催等、業務の実施に際しては、県全体のMICE施設、ホテル、航空会社、旅行会社、観光施設、その他のMICE関連事業者を統率する役割が求められるほか、全県的なネットワークを有していることが不可欠である。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地1	契約の相手方である一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローは、県の観光施策等に基づき観光客誘客促進等により県経済の発展を図ることを目的に設立された県が出資する一般財団法人であり、公的な性格を有し公平・中立な立場で業務を遂行することが可能であるほか、観光関連団体及び事業者を統率することができ、かつ全県的なネットワークを有している。	再委託 有・無
31	観光振興課	戦略的課題解決型観光商品等支援事業	平成27年5月26日	平成27年5月26日 から 平成28年3月18日 まで	24,019,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 株式会社アドスタッフ博報堂 住所 那覇市久茂地3-17-5	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
32	観光振興課	リゾートダイビングアイランド沖縄形成事業	平成27年6月19日	平成27年6月19日 から 平成28年3月25日 まで	26,007,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 リゾートダイビングアイランド沖縄形成事業共同企業体 【代表企業】株式会社JTB沖縄 【構成員】公益財団法人日本交通公社 【構成員】株式会社JTBコミュニケーションズ 住所 那覇市おもろまち4-19-30	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
33	観光振興課	LCC仮設ターミナル交通対策事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	90,692,000	第167条の2第1項 第2号	LCC仮設ターミナルは、LCCの急速な台頭等による那覇空港の狭隘化により、本来の旅客ターミナルが使用できないことから、やむを得ず貨物ターミナルエリア内に暫定的に設置されたものである。巡回バス運行を行なうことは、那覇空港の交通環境を改善を図り、利用者の利便性の確保及びLCCの誘致、増便による本県観光関連産業の振興に資するものである。 本事業の実施にあたっては、単なるバスの巡回運行だけでなく、適切な運行時間の管理や貨物ターミナル地区へのバス旅客等の出入りに伴う管理も必要となるため、円滑な事業実施及びリスク管理等も行う必要がある。	名称 那覇貨物ターミナル株式会社 住所 那覇市鏡水400番地	LCC仮設ターミナルが設置されている貨物ターミナル地区を管理する唯一の団体であり、空港法第15条に基づき、旅客並びに貨物ターミナルの運営を行うことを目的とする空港機能施設の建設及び管理を行う者として指定を受けている那覇空港貨物ターミナル株式会社が唯一実施できる機関である。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位：円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
34	文化振興課	平成27年度沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業の実施に係る業務委託契約	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成27年5月31日 まで	4,072,000	第167条の2第1項 第2号	1)本事業で組成した沖縄文化等コンテンツファンドは、運用期間が7年間と長期であることから、実施主体は財務基盤と組織体制が安定していることが求められる。 2)コンテンツ制作プロジェクトへの支援においては企画、収支計画、著作権等多様な支援が必要になることから総合的なノウハウを有する必要がある。 3)投資ファンド運営において、事業者の財務諸表及び特許事項等秘匿性の高い情報を扱うため、中立的・客観的な立場の団体が実施主体となる必要がある。	名称 公益財団法人沖縄県産業振興公社 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地14階	1)ファンド組成から関わり、事業主旨内容を熟知し、財務基盤、組織体制とも安定している。 2)脆弱なコンテンツ産業を事業計画から販路開拓にいたる経営面への支援と資金の両面から一貫して関わり、企業の現状を把握・分析し、ハンズオン支援を行い、総合的なノウハウを有している唯一の団体。 3)公益社団法人として県内の文化等コンテンツの産業育成に取り組み、中立公平な立場で事業実施できうる団体であり、ファンドの有限責任組合員として参画し、ファンドのガバナンス遵守を図っている。	再委託 有・無
35	文化振興課	地域文化継承支援事業業務委託	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	7,999,999	第167条の2第1項 第2号	伝統文化の継承は、地域の主体的な取組が重要である。その主体的活動を強化するためには、各市町村文化協会と市町村が連携して取組む仕組みが有効であり、各市町村文化協会と連携を図ることのできる団体が必須である。	名称 沖縄県文化協会 住所 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	各市町村文化協会が会員となっている連合組織が沖縄県文化協会であり、各市町村文化協会と連携してその活動支援や相互交流を行うことができる唯一の団体であるため。	再委託 有・無
36	文化振興課	平成27年度エイサー普及啓発事業委託契約	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	13,900,000	第167条の2第1項 第2号	本事業では、エイサー指導員・団体派遣・招聘等の業務を予定しており、募集・選定業務にあたり、各団体の演舞レベルを見極め、かつ公平性・中立性を確実に担保でき、更に、毎年、県が共催している世界エイサー大会(公益財団法人沖縄県文化振興会が事務局)と一体的に事業を実施することが不可欠であること。	名称 公益財団法人沖縄県文化振興会 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831-1	左記の「随意契約の適用理由」に加え、公益を目的とした全県的な文化事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有しており、適正な事業執行を行なうことができる、唯一の団体であるため。	再委託 有・無
37	文化振興課	平成27年度沖縄文化活性化・創造発信支援事業に係る業務委託契約	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	38,039,620	第167条の2第1項 第2号	1)専門的立場から県内の文化芸術団体に対して助言、指導を行い、事業選定に関わることから中立的・客観的な立場の団体が実施主体となる必要がある。 2)県内文化芸術団体等に対して専門的視点から助言、指導を行うプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)を育成することを事業目的の一つに掲げており、継続して育成を図る必要がある。	名称 公益財団法人沖縄県文化振興会 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地16階	1)伝統芸能、舞踊、音楽、美術など専門的立場から中立的・客観的な立場で県内の文化芸術団体に対して助言、指導、事業選定を行うことができる団体である。 2)県内文化芸術団体等に対して専門的視点から助言、指導を行うプログラムディレクター(PD)、プログラムオフィサー(PO)を継続して育成を図ることができる。	再委託 有・無
38	文化振興課	平成27年度アーツマネージャー育成事業に係る業務委託契約	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	43,362,000	第167条の2第1項 第2号	1)アーツマネージャー人材育成を行う上で県内文化芸術団体が抱える課題の把握、国内文化芸術の最新の動向や情報を捉えそれを生かした講座運営と研修派遣に繋げるネットワークの広さとノウハウを有する必要がある。 2)前年度から研修派遣している研修者を継続して同じ研修先へ派遣する必要があり、研修先と信頼関係が構築されている団体である必要がある。	名称 公益社団法人日本芸能実演家団体協議会 住所 東京都新宿区西新宿3-20-2 東京オペラシティタワー11階	1)演劇、音楽、舞踊、演芸その他の分野の実演芸術団体を会員とする全国的な組織であり、会員数67団体、傘下実演家9万を有し、各団体の取り組み状況や団体の強みを把握し、研修生が研修効果を最大限発揮できるネットワークとノウハウを有している。 2)前年度から引き続き同じ研修先へ研修者を派遣する上で、研修先と信頼関係が構築され、滞滞なく実施できるため。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
39	文化振興課	平成27年度文化観光戦略推進事業委託業務	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	111,660,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 文化観光戦略推進事業受託コンソーシアム 【代表法人】協同組合沖縄産業計画 【構成員】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 【構成員】株式会社エーシーオー沖縄 住所 沖縄県那覇市上之屋314番地2サンメディアビル3階	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
40	文化振興課	平成27年度沖縄伝統空手道継承・発展事業委託業務	平成27年4月20日	平成27年4月20日 から 平成28年3月31日 まで	43,999,689	第167条の2第1項 第2号	—	名称 沖縄伝統空手道事業共同企業体【代表法人】株式会社電通沖縄 【構成員】株式会社沖縄映像センター 住所 沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
41	文化振興課	しまくとぅばイベント開催事業委託業務	平成27年5月29日	平成27年5月29日 から 平成28年3月31日 まで	8,993,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 沖縄広告株式会社 住所 沖縄県那覇市天久2-7-7	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
42	文化振興課	平成27年度沖縄文化等コンテンツ産業創出支援事業の実施に係る業務委託契約	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月31日 まで	32,753,000	第167条の2第1項 第2号	1)本事業で組成した沖縄文化等コンテンツファンドは、運用期間が7年間と長期であることから、実施主体は財務基盤と組織体制が安定していることが求められる。 2)コンテンツ制作プロジェクトへの支援においては企画、収支計画、著作権等多様な支援が必要になることから総合的なノウハウを有する必要がある。 3)投資ファンド運営において、事業者の財務諸表及び特許事項等秘匿性の高い情報を扱うため、中立的・客観的な立場の団体が実施主体となる必要がある。	名称 公益財団法人沖縄県産業振興公社 住所 沖縄県那覇市宇小禄1831番地14階	1)ファンド組成から関わり、事業主旨内容を熟知し、財務基盤、組織体制とも安定している。 2)脆弱なコンテンツ産業を事業計画から販路開拓にいたる経営面への支援と資金の両面から一貫して関わり、企業の現状を把握・分析し、ハンズオン支援を行い、総合的なノウハウを有している唯一の団体。 3)公益社団法人として県内の文化等コンテンツの産業育成に取り組み、中立公平な立場で事業実施できうる団体であり、ファンドの有限責任組合員として参画し、ファンドのガバナンス遵守を図っている。	再委託 有・無
43	文化振興課	平成27年度沖縄空手会館展示設計監修、展示工事及び展示資料調査収集事業委託業務	平成27年6月11日	平成27年6月11日 から 平成28年3月31日 まで	410,000,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 沖縄空手会館展示事業共同体【代表法人】株式会社電通沖縄 【構成員】株式会社電通テック株式会社 国建株式会社 沖縄映像センター株式会社 屋部土建 住所 沖縄県那覇市久茂地3-21-1 國場ビル	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無
44	文化振興課	平成27年度伝統芸能公演等鑑賞促進事業委託契約	平成27年6月22日	平成27年6月22日 から 平成28年3月31日 まで	3,707,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 株式会社アドスタッフ博報堂 住所 沖縄県那覇市久茂地3-17-5美栄橋ビル	契約の目的を達成するため、主に価格以外の条件を重視する必要があることから、公募により業務内容等に係る提案をさせた後、企画提案選定委員会を開催し、提案者の中から契約目的に最も適した者を選定した。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (平成27年度1/四半期分)

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
45	スポーツ振興課	スポーツ観光誘客 促進事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	129,451,000	第167条の2第1項 第2号	本事業を推進するには、県外・ 海外へ沖縄のスポーツ環境及び スポーツイベント等に係る多角的 なプロモーションを実施し、スポー ツに起因した誘客を促進すること としており、観光関係団体との連 携は重要であり、県全体の観光関 連団体及び観光関係業者を統率 する役割及び全県的なネットワ ークを有し、公平・中立的立場で業 務を遂行することが必要である。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベン ションビューロー 住所 那覇市小禄1831番地1	当団体は、観光業界の意向を集 約、リードするとともに、沖縄観光 の総合窓口、観光客の誘致・受 入、各種コンベンションの推進・受 入を推進等を目的に設立された法 人であり、契約相手方として公平・ 中立的立場で業務を遂行すること ができる唯一の存在であるため。	再委託 有・無
46	スポーツ振興課	スポーツコンベン ション振興対策事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	3,500,000	第167条の2第1項 第2号	スポーツキャンプ地特産品差入 品支援やスポーツ大会等の歓迎 支援等の業務を遂行するにあつ て、全県的なネットワークを有す ることが必要であり、公平・中立的 立場で業務を遂行することが求めら れる。	名称 一般財団法人沖縄観光コンベン ションビューロー 住所 沖縄県那覇市小禄1831番地1	一般社団法人沖縄観光コンベン ションビューローは全県的なネット ワークを有し、公平・中立的立場 で業務を遂行することができる唯一 の団体である。	再委託 有・無
47	スポーツ振興課	日本代表強化合宿 拠点事業	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	29,838,000	第167条の2第1項 第2号	国内の中央競技団体と繋がりの 深い県内競技団体をとおして、 2,020年東京オリンピック・パラリン ピック大会開催を見据え、国内ナ ショナルチームの強化合宿等を招 致し、さらに、合宿候補としての可 能性を高めるため、県内競技団体 を活用して、著名コーチを沖縄県 へ招聘する。	名称 公益財団法人沖縄県体育協会 住所 沖縄県那覇市奥武山町51-2	国内競技団体が行うトップアス リートの合宿等は、(公財)沖縄県 体育協会の加盟団体である各競技 団体を通じて実施されるケースが ほとんどであり、その情報把握は民間 企業等と比較して容易であり、合 宿招致に際しては有利である。	再委託 有・無
48	スポーツ振興課	クラブアドバイザー 委託業務	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	2,572,000	第167条の2第1項 第2号	総合型「地域スポーツクラブの 創設及び活動支援、総合型クラブ が継続的かつ安定した運営ができ るように活動基盤及び財政的自立 や諸問題等に対応するため、総合 型地域スポーツクラブの設立及び 活動支援、総合型地域スポーツク ラブの訪問活動、アシスタントマ ネージャー養成講習会の開催を 委託する。	名称 公益財団法人沖縄県体育協会 住所 沖縄県那覇市奥武山町51-2	沖縄県体育協会はクラブ創設に あたって地域の実態調査やヒアリ ング等を行っており、クラブとより近 密でアドバイスやサポートのできる 体制が整っている。本事業を円滑 に執行し、総合型地域スポーツク ラブを支えていくためには沖縄県 体育協会に委託を行うことでしか目 的を達成できないものと考えら れる。	再委託 有・無
49	スポーツ振興課	国民体育大会等派 遣業務	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	111,395,000	第167条の2第1項 第2号	国民体育大会及び九州ブロック 大会への選手や監督として参加す るには、「所属都道府県の当該競 技団体会長及び都道府県体協(ス ポーツ)協会会長が代表として認 め選抜した者であること」と規定し ている。	名称 公益財団法人沖縄県体育協会 住所 沖縄県那覇市奥武山町51-2	沖縄県体育協会は、国体競技種 目を含む65加盟競技団体を統轄す る機関であることから、日本体育協 会等との調整や大会開催までの回 愛大や競技団体との日程調整等の 業務を円滑に行う事ができる。	再委託 有・無
50	スポーツ振興課	自転車競技場管理 運営業務	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月1日 まで	1,883,000	第167条の2第1項 第2号	地方自治法施行令第167条の 2第1項第6号により、現に管理運 営されている公園の一部である自 転車競技場の管理を、当該該公 園の管理とともに業務委託するこ とで、公園管理と一体となった管 理運営と、公園管理業務と重複す る業務(駐車場管理、巡回業務の安全 管理等)に係る経費節減が可能とな り、有利となるため。	名称 トラステック・ミズノ共同企業体 代表法人 株式会社トラステック 構成法人 美津濃株式会社 住所 那覇市鏡原町7-1 サンパークー松3-C	当該公園の指定管理者に業務 委託することで、公園管理と一体と なった管理運営と、緊急事態等の 迅速かつ統合的な対応ができると ともに、公園管理業務と重複する業 務(駐車場管理、巡回業務の安全 管理等)に係る経費節減が可能とな り、合理的かつ効果的な管理運 営ができるのは、当法人のみである ため。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績（平成27年度1／四半期分）

単位：円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
51	スポーツ振興課	スポーツツーリズム戦略推進事業(スポーツツーリズム実施委員会運営業務等委託)	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月31日 まで	19,930,000	第167条の2第1項 第2号	—	株式会社JTB沖縄・株式会社JTB コミュニケーションズ共同企業体 名称 代表者株式会社JTB沖縄 構成法人株式会社JTBコミュニ ケーションズ 住所 沖縄県那覇市おもろまち4丁目19 -30	契約の目的を達成するため、主 に価格以外の条件を重視する必要 があることから、公募により業務内 容等に係る提案をさせた後、企画 提案選定委員会を開催し、提案者 の中から契約目的に最も適した者 を選定した。	再委託 有・無
52	スポーツ振興課	スポーツコンベンション誘致戦略推進事業	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月31日 まで	44,777,000	第167条の2第1項 第2号	—	株式会社JTB沖縄・株式会社JTB コミュニケーションズ共同企業体 名称 代表者株式会社JTB沖縄 構成法人株式会社JTBコミュニ ケーションズ 住所 沖縄県那覇市おもろまち4丁目19 -30	契約の目的を達成するため、主 に価格以外の条件を重視する必要 があることから、公募により業務内 容等に係る提案をさせた後、企画 提案選定委員会を開催し、提案者 の中から契約目的に最も適した者 を選定した。	再委託 有・無
53	スポーツ振興課	サッカーキャンプ誘致戦略推進事業(芝人養成事業)	平成27年6月1日	平成27年6月1日 から 平成28年3月31日 まで	41,397,000	第167条の2第1項 第2号	過去の実績を踏まえた研修シス テムのなかで、芝生管理に関する 指導内容や管理方針等について 一貫性のある育成が必要である。	名称 東洋メンテナンス株式会社 住所 愛知県名古屋市区あし原町37 2	芝生管理に関する指導内容や管理 方針等について一貫性のある人材 育成を行うため、当該事業者を選 定した。	再委託 有・無
54	スポーツ振興課	サッカーキャンプ誘致戦略推進事業(サッカーキャンプ誘致等業務委託)	平成27年6月15日	平成27年6月15日 から 平成28年3月31日 まで	19,716,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 琉球フットボールクラブ株式会社 住所 沖縄県沖縄市中央3丁目14-2 たじま屋プラザビル	契約の目的を達成するため、主 に価格以外の条件を重視する必要 があることから、公募により業務内 容等に係る提案をさせた後、企画 提案選定委員会を開催し、提案者 の中から契約目的に最も適した者 を選定した。	再委託 有・無
55	スポーツ振興課	平成27年度地域健康力アップ推進事業(地域健康力アップ推進事業業務等委託)	平成27年6月18日	平成27年6月18日 から 平成28年3月31日 まで	26,460,000	第167条の2第1項 第2号	—	名称 バシフィックコンサルタンツ株式会 社 沖縄支社 住所 沖縄県那覇市前島3丁目1番15号	契約の目的を達成するため、主 に価格以外の条件を重視する必要 があることから、公募により業務内 容等に係る提案をさせた後、企画 提案選定委員会を開催し、提案者 の中から契約目的に最も適した者 を選定した。	再委託 有・無
56	沖縄県立 芸術大学	奏楽堂舞台機構保守点検業務委託	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	3,466,800	第167条の2第1項 第2号	舞台機構は障害発生が重大事 故につながるおそれがあり、維持 管理に万全を期す必要がある。建 物ごとに異なる複雑な構造・機能 等を熟知し適切な保守点検を行え る製造メーカーと契約する必要が あるため。	名称 三精テクノロジーズ株式会社九州 営業所 住所 福岡県福岡市中央区天神1-14- 16	本施設の舞台機構を設置したこ ともあり施設の複雑な構造・機能 を熟知しており、適切な保守点検を行 える業者である。	再委託 有・無
57	沖縄県立 芸術大学	附属図書・芸術資料館自動制御装置保守点検業務委託	平成27年4月1日	平成27年4月1日 から 平成28年3月31日 まで	2,160,000	第167条の2第1項 第2号	本施設設置の中央監視設備等 の製品をメンテナンスできる業者 が沖縄県内に1社しかない。	名称 株式会社沖縄計装 住所 沖縄県那覇市泊3-5-7ライオンズ マンション泊3丁目第4(101)	本施設設置の中央監視設備等 の製品をメンテナンスできる沖縄県内 唯一の業者である。	再委託 有・無

文化観光スポーツ部における随意契約の実績 (平成27年度1/四半期分)

単位:円

No.	契約担当課	契約の名称	契約年月日	契約履行期間	契約金額(円)	地方自治法 施行令(根拠法令)	随意契約の適用理由	契約の相手方	契約の相手方の選定理由	その他
58	沖縄県立芸術大学	平成27年度学生定期健康診断	平成 27年4月3日	平成 27年4月3日 から 平成27年6月30日 まで	1,675,998 (検査項目毎の 単価契約)	第167条の2第1項 第2号	集団検診(5月13日、14日)が可能であること。また教育実習等の対応が必要なことから、集団検診のみでなく契約締結日から平成27年6月30日までの間に本契約を交わした医療機関で受診できること。	名称 一般財団法人沖縄健康づくり財団 住所 沖縄県島尻郡南風原町字宮平212番地	・集団検診を専門に実施しており、多数の受診者(約530人)を抱える本学の定期健康診断について、時期、場所、検診内容について適切な対応が可能。 ・4~6月中に受診する学生に対応できるよう、本学近隣の医療機関が望ましい。	再委託 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
59	沖縄県立芸術大学	平成27年度シャトルバス(授業終了後)運行業務委託	平成27年4月15日	平成27年5月1日 から 平成27年10月30日 まで	1,644,894	第167条の2第1項 第8号	1回目の入札・再入札の結果、入札価格が予定価格を超えていたため落札には至らなかった。そのため、最低価格入札者と随意契約の調整をしたが、予定価格内で契約締結ができなかった。また、入札指名業者4者のうち、2者は業務多忙による不参加のため、今後の安定したシャトルバスの運行が滞ることが懸念されるため、指名から除くこととした。残り2者は車両保有台数不足のため辞退しており、後日入札を行う場合の参加者は1者となるため、入札は行わず、予定価格を見直して随意契約での契約とする。	名称 第一交通産業株式会社グループ 那覇バス株式会社 住所 沖縄県那覇市具志797の1	左記「随意契約の適用理由」とおり、唯一入札に参加した者と契約を行う。	再委託 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
60	沖縄県立博物館・美術館	物品修繕契約	平成27年5月11日	平成27年5月11日 から 平成28年3月30日 まで	1,356,458	第167条の2第1項 第2号	貴重な文化財の修復で、高度な技術と長年の経験が求められるため、当該契約を履行できる者が特定される。	名称 琉球漆工藝舎 住所 沖縄県浦添市安波茶2-7-5	契約相手方は、人間国宝の下で修復技術の経験を積んでおり、これまで、文化財の修理・複製の実績が多数ある。 また、漆芸品修理業者としては、県内唯一である。	再委託 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
61	沖縄県立博物館・美術館	平成27年度沖縄県立博物館・美術館博物館企画・特別展示室の展示環境改善に係る委託業務	平成27年5月22日	平成27年5月22日 から 平成27年7月27日 まで	1,825,200	第167条の2第1項 第2号	必要な製品が、機器メーカーが受注生産方式で製造するもので、販売取扱業者が限られている。	名称 株式会社 オカノ 住所 沖縄県那覇市安謝1-23-8	同製品の沖縄県内における取扱業者は、契約相手方だけである。	再委託 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>